

2020年3月4日

お客様各位

日本証券金融株式会社

「振替決済口座管理規定」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて弊社は、「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日に施行されることに伴い、「振替決済口座管理規定」を下記のとおり改正いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本件についてご不明な点などがございましたら、お手数ではございますが、弊社窓口までご照会くださいますようお願いいたします。

今後とも、弊社の業務運営にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 「振替決済口座管理規定」の一部改正・・・別紙

〔主な改正内容〕

- ・ 当該規定の変更時のご案内方法を変更し、併せて、関連条項の整備を行います。(第41条、第37条)

なお、今後弊社が振替決済口座管理規定を改正する場合は、改正を行う旨及び改正後の規定の全文並びにその効力発生時期を下記の弊社ウェブサイトに掲載してお知らせいたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

掲載場所 : <https://www.taisyaku.jp/about/furikaekessai/>

- ・ 平成29年度税制改正において、いわゆる「スピンオフ税制」が創設され、税法上、既存株主に完全子会社の株式を配当として交付する概念が「株式分配」として整理されたことに伴い、企業再編等にかかる手続きの対象に「株式分配」を明記いたします。(第24条)

2. 改正日

2020年4月1日(水)

以 上

【本件に関するお問合せ窓口】

日本証券金融株式会社 貸借取引部 貸借サポート課

TEL : (03)3664-3430 FAX : (03)3667-0575

E-mail: t-support@jsf.co.jp

「振替決済口座管理規定」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、<u>株式分配</u>、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(解約等)</p> <p>第 37 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり) (削 る)</p> <p><u>(4)～(7)</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第 41 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき</u> 改定されることがあります。<u>改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知</u> します。</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>(会社の組織再編等に係る手続き)</p> <p>第 24 条 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加若しくは減少の記載又は記録を行います。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(解約等)</p> <p>第 37 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約は解約されます。この場合、当社から解約の通知があったときは、振替株式等を他の口座管理機関へ振替える等、直ちに当社所定の手続きをおとりいただきます。第 4 条による当社からの申出により契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p><u>(4) お客様が第 41 条に定めるこの規定の変更</u> <u>しないとき</u></p> <p><u>(5)～(8)</u> (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(この規定の変更)</p> <p>第 41 条 この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。<u>なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知</u> します。<u>この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>

新	旧
日本証券金融株式会社	日本証券金融株式会社
平成 26 年 6 月 20 日 改正制定	平成 26 年 6 月 20 日 改正制定
平成 27 年 1 月 5 日 一部改定	平成 27 年 1 月 5 日 一部改定
平成 27 年 6 月 30 日 一部改定	平成 27 年 6 月 30 日 一部改定
平成 28 年 1 月 4 日 一部改定	平成 28 年 1 月 4 日 一部改定
<u>2020 年 4 月 1 日 一部改定</u>	

(注) 「振替決済口座管理規定」のうち、お客様とのお取引に直接関係のない「国債振替決済口座管理規定」、「一般債振替決済口座管理規定」、「短期社債等振替決済口座管理規定」及び「投資信託受益権振替決済口座管理規定」の新旧対照表は省略させていただいております。